限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区上愛子大道三三番地の三、最後の住所埼玉県川越市南大塚三丁目六番地二三　被相続人　亡　小島　秀一

右被相続人は平成二十九年九月一日死亡し、その相続人は平成三十年二月十六日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

埼玉県桶川市上日出谷一五番地の一

限定承認者　眞下　香織

限定承認公告

本籍静岡県熱海市上多賀二五番地、最後の住所東京都豊島区池袋本町四丁目六番七号金石方　被相続人　亡　川島　俊輔

右被相続人は平成二十九年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年二月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目一一番二〇号相鉄ＫＳビル六階弁護士法人法律事務所オーセンス

限定承認者川島京子

代理人弁護士　白谷　英恵

限定承認公告

本籍大韓民国慶尚南道密陽市武安面ソブアンギル九、最後の住所神奈川県川崎市川崎区田島町四番八号　第二清月荘二〇一　被相続人　亡　岡本孝一こと　金　孝一

右被相続人は平成二十一年六月一日死亡し、その相続人らは平成三十年二月十九日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

神奈川県川崎市川崎区東田町六―二　ミヤダイビル八階　やまもと総合法律事務所

限定承認者　岡本宗輝こと　金　宗輝

限定承認者　田口　慶子

限定承認者　岡本慶美こと　金　慶美

代理人弁護士　細川　宗孝

限定承認公告

本籍京都市下京区鍵屋町通烏丸西入鍵屋町三三九番地、最後の住所京都市下京区不明門通五条下る上平野町四四六番地一　ジオ烏丸五条一〇〇一号　被相続人　亡　長谷川敏明

右被相続人は平成二十九年十一月十八日死亡し、その相続人は平成三十年二月十九日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

京都市下京区不明門通五条下る上平野町四四六番地一　ジオ烏丸五条一〇〇一

相続財産管理人　長谷川つむぎ

限定承認公告

本籍兵庫県揖保郡太子町鵤五八七番地二、最後の住所兵庫県揖保郡太子町太田二三一番地一

右被相続人は平成三十年一月二日死亡し、その相続人は平成三十年二月十六日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

兵庫県揖保郡太子町鵤八九四番地四

相続財産管理人　井上　絹江

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区灘北通二丁目一三番地、最後の住所兵庫県西宮市池田町二番一一号一〇一号室　被相続人　亡　中川　貞雄

右被相続人は平成二十九年十月十六日死亡し、その相続人は平成三十年二月十四日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

兵庫県宝塚市安倉南一丁目一七番一四号二〇三号室

限定承認者　西村　麻美

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市平岡町二俣七七〇番地三一、最後の住所神戸市垂水区王居殿二丁目一二番一―三二八号　被相続人　亡　寺田　幸恵

右被相続人は平成二十九年九月十八日死亡し、その相続人は平成三十年二月十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

神戸市垂水区王居殿二丁目一二番一―三二八号

限定承認者　寺田　政枝

事業譲渡の公告

当社は、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（住所東京都千代田区丸の内一丁目九番二号）に対し、投資運用業の事業を譲り渡すことにいたしましたので金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成三十年四月一日です。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店

日本における代表者　本田　直之

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年二月十八日開催の通常総会において、出資一口の金額を五万円から三万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成三十年二月二十六日

岡山県津山市大田三三一番地一　東苫田生産森林組合

代表理事　大山　正志

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億三千九百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年三月十七日付官報の号外第五十四号五十六頁に掲載されています。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

相模原2プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年三月十七日付官報の号外第五十四号五十六頁に掲載されています。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

柏沼南プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億九千五百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年三月十七日付官報の号外第五十四号五十五頁に掲載されています。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

狭山広瀬台プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年三月十七日付官報の号外第五十四号五十五頁に掲載されています。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

堺西プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成三十年二月十三日（号外第二十九号）掲載の（甲）株式会社ケアプロ（乙）株式会社みんなの家に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、（甲）株式会社ケアプロ及び（乙）株式会社みんなの家代表取締役「右近　亨」とあるは「右近　享」の誤りにつき訂正します。

平成三十年二月二十六日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十六日付第三八号一

六〇ページ●同日付政府調達第三六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一四〇円（本体一三〇円）